

江戸

一八二九―一八三三

世話掛名主の設置と

名主の人物評定

幕府の混乱 天保二（一八三一）年の春、江戸では南
北両町奉行所の間および幕閣内部で、ある政策をめぐっ
て異例の混乱が生じていた。北町奉行所の年番与力たち
が、その政策案についての意見を記した書類を南町奉
行所の年番与力たちに送って見解を求めたところ、通
例なら数日で戻ってくるはずの返事がなぜか十日たっ
ても戻ってこない。そこでしびれを切らした北町奉行
所側は「返事がいまだ無いが、そちらが思うところ

東京市史稿産業篇

第五十二解 の手引き

平成二十三年三月

東京都公文書館

目次

世話掛名主の設置と

名主の人物評定……………1

今様大江戸瓦版……………6

を何も隠すことなく目一杯に言ってきたほしい」（い
また御挨拶無之、右は御存寄之所無服蔵御一盃ニ被仰
越、右伺書御返却御座候様致度」という書状を送っ
ている。これに対して南町奉行所側はやっとその三日
後に北町奉行所が示した政策案に対していくつかの異
論を付記した書類を返送している。その後、奉行所
間の意見のやりとりをもとに修正した政策案を北町奉
行が老中へ提出し、いったんは無事に老中の承認をえた
ものの、それから約二ヵ月後、今度は老中が方針を
一八〇度転換し、北町奉行へ政策の中止を命じた。
幸田成友も研究論文「江戸の名主」のなかでこの混乱
ぶりを取り上げ、「老中の意見が何故前後相違したか、

想像すら困難です」と述べている。

世話掛名主の新設 このような混乱の元となった政策とは何かというと、それは世話掛名主の設置であった。当時総人数二四六名の江戸の名主は、一番から二十一番までの組合と番外の新吉原と品川とを合わせた二十三の組合に分けられていた。世話掛名主とは、各組合の名主のなかから原則として二〜三名ずつの「古老」で優秀な名主を選んで申し付けた役職で、各組合内の「未熟」な名主を「取締」って「世話」することを職務とした。つまり、各組合の名主たちのなかで指導的な役割を果たすことが世話掛名主に対しては期待された。この世話掛名主の設置は、もともと文政十三（一八三〇）年九月に町年寄が北町奉行へ提案したもので、それを容れた奉行が中心となって政策案を練り実現を図ったのである。

名主の威光 世話掛名主設置をめぐり幕府が混乱している理由は、幸田成友が述べているとおり史料不足もあつて確定しがたいが、それでも関係史料中の諸文言

を拾っていくと「想像」の手がかりぐらいは得られる。

このとき世話掛名主設置案が直面していた最大の問題は、世話掛名主の職務が、すでに置かれていた肝煎名主の職務と重複する点にあった。寛政改革期に初めて設置された肝煎名主は、名主組合ごとに名主たちの「上席」として二〜三名の名主を選んで任命したものであり、実際に世話掛名主と似通った職務だった。組合内の名主の指導の他に、様々な公事出入を手限りで内済することにより、町奉行所が取り扱う訴訟事を少なくして、町人・奉行所の負担を軽減することが求められた。しかし、この肝煎名主たちは次第に「風俗流弊、役威のみを持って遊」ぶようになったため、文政六（一八二三）年七月には、以後「減切」、つまり退役・病死などの欠員を補充しないで人員を縮小するという措置がとられた。世話掛設置案をめぐって町奉行所与力たちが作成した書類に、「肝煎名主之儀は上に御嫌」なので、そのような「肝煎に似寄り」の世話掛名主を新設するには両町奉行の合意と老中の承認といった手

順をきちんと踏むことが必要である、といった趣旨の意見（北町奉行所与力による）や、世話掛名主を設置すると「却て肝煎名主よりも威光相増可申哉」といった懸念（南町奉行所与力による）が記されている。これらの文言などから次のような事情が伺える。幕府内部には、設置した世話掛名主が「威光」＝権威を振るうことに対しての警戒感が存在した。以前、寛政改革期に設置された肝煎名主について、彼らが「役威」＝権威を持ってしまったことが問題視され人員縮小の方針が採られたのと同様である。幕府においては、名主の組織を強化して江戸町方の支配に活用したいという要望と、それとは裏腹に、名主たちの権威が増すことに対しての警戒感があつて、相反する両者の間で政策方針が揺れたのだろう。

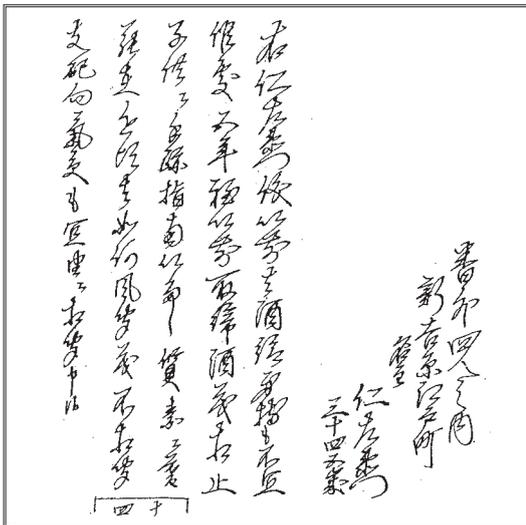
老中水野忠成と町奉行榊原忠之 肝煎名主を「御嫌」に思っている「上」とは、町奉行所与力からみた幕閣上層部のことを指していると考えられる。その中心人物は、おそらく世話掛名主設置の中止を命じた老中水

野出羽守忠成であろう。「水野出て元の田沼となりにけり」と皮肉られたとおり、寛政改革に対して否定的な政治方針で知られる水野は、寛政改革の所産である肝煎名主制度についても批判的で、その縮小を命じており、それに似た世話掛名主の設置にも当然反対だったのでないか。それに対して、世話掛名主の設置を目論んだ北町奉行は榊原主計頭忠之である。約十七年半の長きにわたり町奉行を勤めた榊原は、能吏であり剛直な気質でも知られるいわゆる名奉行のひとりである。榊原は名主組織の強化による町方支配の徹底を目指していたのだろう。この榊原と水野の路線対立は、榊原が基本的にはその意志を貫くかたちで決着した。まずは世話掛という名称を用いず、年限を一年として単に当面の組合内の世話を申し付けるということで、天保二年十二月に三十二名の名主を選定している。この件はあくまで当座のことであり老中の承認は不要として町奉行の「手限」で実施された。以後、毎年十二月に継続勤務が申し渡されていく。そして、詳しい

経緯は不明だが、翌年からは、当初避けられたはずの世話掛名主という名称の公用もなし崩し的に始まった。

名主の風聞 本卷にはこの世話掛名主設置にともなうて作成された興味深い文書を収録した。それは町奉行所（おそらくは北町奉行所）の三廻りの役人が天保二年五月付で作成した世話掛名主の候補者四十七名に関する人物評定の風聞書である。番外の新吉原の名主二名についての風聞を例として紹介する。新吉原江戸町名主仁左衛門（三十四、五歳）「右仁左衛門儀、以前は酒給身持も不宜候処、五年程以前取締、酒も相止、子供に手跡指南いたし質素に暮罷在、近頃は如何風聞も不相聞、支配向気受も宜由に相聞申候」、新吉原角町名主庄兵衛（三十六、七歳）「右は武家出生にて、先庄兵衛方え婿養子に罷越、家督後養父の申付に随酒も止、七年程相勤候処、身持宜如何之風聞も及承不申、支配並近辺迄も気受能趣に相聞申候」、さらに兩人について「吉原町は常々事多に候処、当時右兩人重立相

勤、御用向之儀、庄兵衛は早速弁候様心懸、仁左衛門は念入候方にて、互に励合罷在候様子に相聞申候」と報告されている。ここで例示した二名の評価は良好だが、なかには様々な問題点が指摘され「差支候儀も可有之候間御除之積」と判断され候補から外れた名主もいる。



新吉原江戸町名主仁左衛門の風聞
『市中取締類集』名主取締之部一ノ二

名主評価のポイント 全員の風聞を通覧すると、主な評定のポイントが浮かんでくる。①本人の性格②生活状況③管轄町域の支配④幕府が命じた御用への対応⑤管轄町域の町人との関係⑥同じ組合内の名主との関係、の六つのポイントである。①に関しては、実儀・律儀・篤実・柔和などが高評価で、柔弱・陰屈・気荒・異風成生質などが低評価である。②は、幕方質素にて手堅・暮し方質素・家事取締能・身持能などが高評価で、借金多難渋・貧窮・身上不如意・遊興・放蕩・遊女通い・困妾・密通などが低評価である。③は、実体・念入・無懈怠・親切などが高評価で、不勤がち・代（人）に（仕事を）取計らわせるなどが低評価である。④は、御用弁能・御用立・事馴・一途に出精などが高評価で、御用向其外少々異様之取計・事馴不申・御用向身に染候様子もこれ無し、などが低評価を表す表現である。⑤は、支配気受宜・居付地主共の気受宜などが高評価で、支配之気受悪敷・居付地主家主気受悪敷・陰にて嘲などが低評価である。⑥は、組合世話行届・組

合付合宜・組合気受宜などが高評価で、不熟・除物・組合と親敷は不致などが低評価となっている。これらから理想的な名主を想定すると、性格はまじめで温和、質素で堅実な生活を送りつつ、管轄町域の支配は丁寧かつ親切であり幕府の御用にも熟練し、町人たちの人望も厚く、同じ組合の名主との付き合いも良い、といった人物になる。逆に不評な名主とは、性格は陰険かつ乱暴で、借金を抱えて遊興に耽り、町々の支配は代人に任せ切りで、幕府御用にも不慣れであり、町人たちからは陰口をたたかれ、組合の名主の中でも除け者扱いされているといった人物像を描くことができる。

（小林信也・専門史料編さん員）

【参考文献】幸田成友「江戸の名主」（『幸田成友著作集』第一巻、中央公論社、一九七二年）

『大日本近世史料』市中取締類集五、三〇一五三頁。

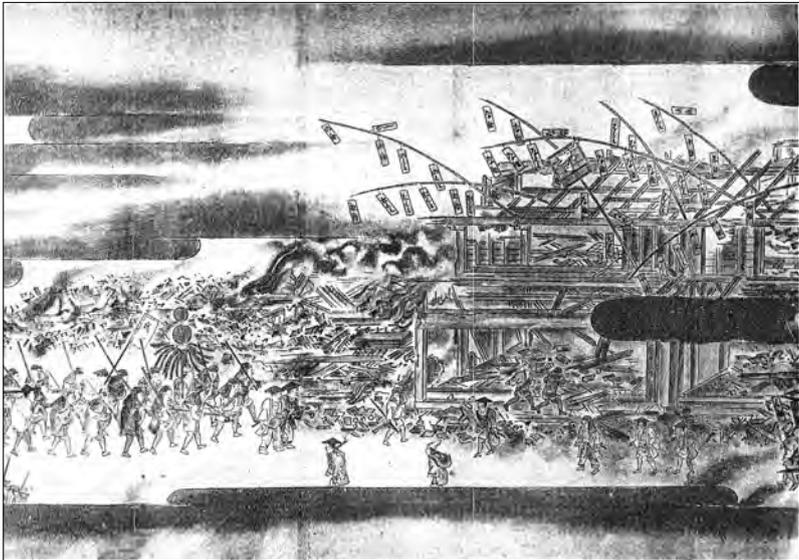
今様大江戸瓦版

文政十二年より
天保四年まで

《文政十二年―一八二九年》

江戸で大火、文化三年以来の大惨事に

三月二十一日 二十一日に発生した火事は文化三年（一八〇六）の大火以来の大惨事となった。午前十時頃、神田佐久間町辺りから出火、西北からの強風にあおられ瞬く間に燃え広がった。折しも干潮にかかり、川の水は底を突き、火消が消防用の水を確保することも出来ず、川端から船で逃げようにも動かすことが出来ず炎に巻かれた者も多いという。橋が六十二カ所焼け落ち、移動を困難にしたことも被害を広げた模様だ。焼失した大名屋敷は四十七軒、旗本・御家人合わせて八百軒弱、番所四十七カ所、寺院三カ所、神社三十九社、表店は十一万戸余、裏店は一説には三十万戸を越えるという。焼死者は一二一人、溺死者は二万人を



「文政大火絵巻」（『東京市史稿』変災篇第五）

越えるというが、検使の上埋葬できたのは四十人しかいない。火は翌二十二日の午前八〜九時頃に鎮火したが、北は神田川周辺、南は浜御殿・芝の辺りまで、東は隅田川、西は江戸城の御堀端まで被害が広がっている。霊岸島や佃島、鉄炮洲も類焼した。その範囲は南北に四キロメートル、東西に二キロメートル余、坪数にして二百五十九万二千坪ほどに達した。

幕府は、二十二日には町会所に命じて御救小屋を設置、罹災者の収容と食事の支給を開始した。↓変災5
— 371頁。

番組人宿人足賃引き下げ

四月十八日 町奉行所は、武家奉公人の派遣業者たちに対し、奉公人給与の算定基準を報告させた。先の大火後の物価抑制策の一環として奉公人給与を引き下げるのがねらい。今回、問題となっているのは武家が行列を組む際に雇う奉公人たちで、徒士・押足軽・陸尺・手廻りといった職務に分かれる。大部分は日雇いでその日その日の需要に応じていくつもの武家を掛け持

ちして雇われるのが一般的だ。本来、武家の行列は各家中の武士や専属的な奉公人で編成されるはずだが、実際には人件費削減のため日雇いの派遣奉公人に頼ることも多い。奉公人の給与に関しては、勤務の区域や日程、時間帯などを加味した複雑な算定基準が慣習的に設けられており、遠隔地や夜間、お盆や正月などは給与の割り増しが普通だ。例えば、正月元日から七日までやお盆の八月十四日から三日間などは通常の二倍、十二月二十日から大晦日までや正月八日から十五日までは一・五倍が相場。また行列の帰着時間が夜十二時を過ぎると二倍、朝日の出の時刻にまで延びると三倍。その他、混雑時や食事時刻にかかる場合などについても細かな割り増し基準がある。町奉行所側は、これらの算定基準のなかで合理的な根拠に乏しいものがあり出して撤廃することで、奉公人給与を実質的に引き下げる考えだ。これに対し奉公人の派遣業者を営む人宿の組合側は、労働条件の悪化で奉公人の調達に難しくなることや、奉公人たちの引き起こすトラブル

処理の費用が高んでいることなどを理由に反発する様子を見せている。↓産業52―21頁。

町奉行、紙屑屋の組合取立願いについて対応を協議
八月二十四日 町奉行は、昨年出された紙屑屋仲間取り立て願いについて、町年寄や町奉行所吟味方の調査結果を受け、どう対応するか協議している模様である。

これは昨年五月以来、紙屑屋五十四名（代表辰五郎・惣兵衛）が願い出ているもの。質屋・古着屋・古道具屋・古鉄買などは、享保八年（一七二三）四月、組合を結成しており、紛失物や盗品搜索の際にも組織的対応が可能となっている。しかし紙屑屋にはこうした組合がなく、証書類や大切な文書がほかの反故紙と同様に買い取られ、紛失物や盗品の搜索に困難を来しているとの理由から、今回の出願にいたった。

ところが町年寄の調査によると、江戸市中に在る約二百名の紙屑屋のうち半数は署名したものの、半数はこれを不服としている。仲間を結成し業者のリストを町年寄に提出することは、管理のためによいとするも、

渡世について辰五郎ら惣代の差配を受けることは、商売も手狭になり諸雑費もかかるとというのが、その理由だ。紙屑屋の組合は結成されるのか。今後の動向が注目される。↓産業52―127頁。

《文政十三年―一八三〇年》

町奉行三廻り同心、自身番屋の勤務実態を調査

二月 この度、町奉行は江戸町方の自身番屋の勤務実態の調査に乗り出した。自身番屋とは、町方の治安維持・消防・会合を行うための施設のこと、一町々四、五町単位でひとつを管理している。梁間九尺・桁行二間半・軒高一丈三尺の小さな小屋だ（文政十二年〔一八二九〕規定）。これが江戸町方全域に九百カ所以上設置されている。

自身番屋の内では、家主（大家）・番人（町内で雇っている小使）・店番（地借・店借）らが詰めて勤務している。町奉行は、彼らの勤めがなござりになっているという風聞を聞き、三廻りに調査を命じた。そ

の結果、衝撃的な実態が浮かびあがった。家主の人数が十分な町でも、家主が一人も出勤せず番人一人に任せきりにする例、番人の数は揃っていても全て寝てしまっている例（枕をかけて蒲団に寝入っている者もいる）、酒食を楽しんでいる例、戸締まりをして外の様子を警戒していない例などがあつた。

北町奉行所与力たちによると「これを戒める御触を出す必要がある。勤務のよかつた番所には褒美を出す」と話している。↓産業52―199頁。

越後屋三井江戸向店、青梅買方式目を制定

四月 越後屋三井江戸向店では青梅縞の買い付けに関する取り決めを決定した。内容は、手代が買役方として出向く際の注意事項で、十六ヶ条からなる。そこでは、幕府の法令の遵守、博奕・大酒・遊女狂い・芝居見物・寺社参詣等の禁止といった一般的な事柄はもちろん、商品をしっかり見極めること、仕払いを確実に行うこと、仕入金を紛失しないよう道中用心すること等、買役方の心得が説かれている。

江戸向店は、桐生・伊勢崎・郡内（現山梨県都留地域）・八王子・青梅等の織物の産地に拠点を持ち、地域の綿買（在郷商人）を買宿に任命して織物の仕入れや相場等の情報収集を行わせていた。しかし、仕入れ品に粗悪品が少なくなつたため、江戸向店では手代を市日に派遣することになつたのである。青梅の買役方手代は、八王子や郡内の買役方も兼ねる場合もあり、約二十日間ほどをかけて市を廻り、織物を買集めた。買役方の派遣は経費がかかるため、儲けを出すには買宿の代買より安く仕入れなければならず、「一人狂言」ともいふべき機転の良さが要求された。しかし、実際には、買方手代の多くは経験が浅く、地元の地理にも不案内で、買宿なしでは取り引きができなかった。このため、「買方式目」を定め、買役方手代と買宿とが、一年ごとに、これに署名・捺印して、互いに式目の内容の遵守を確認したのである。↓産業52―251頁。

《天保二年―一八三二年》

町道場最寄りの往還へ新規の商人差し出しを禁止

二月十五日 市中にある町道場付近の往還へ新たに商人を差し出すことの禁止が申し渡された。西河岸町の地蔵、薬研堀の不動など、植木屋などが出店し縁日などには大勢が群集している場所があるが、それらは当面そのままとし、新規の商人差し出しを禁止した。昨年十一月以来、町道場を禁じる十七世紀中後期の触れの原則が貫かれていないことについて寺社奉行が問題視し、町奉行の意見も組み込みつつ対策が協議されていた。しかし、寛文・元禄年間の町道場禁制の原則に立ち戻って一気に厳しい処置を取ることへの反発も予想され、これ以上の増長を許さないための措置として打ち出されたのが今回の町触れである。これに先立ち正月九日には町方に借地・借宅している修験・陰陽師らについて、住居の来歴や、神仏莊嚴の様子などの徹底調査が命じられており、今後の寺社奉行、町奉行の追加措置が注目されるところだ。

↓産業 52―344、371頁。

再び女浄瑠璃を取り締まり

二月十九日 町奉行は女浄瑠璃の取り締まりを命じる文化二年令を再度触れ、とくに定見世と唱えて町屋で興行することに厳しい処置を取るように申し渡した。今回の発令に先立ち町奉行所定廻り同心が実施した探索によれば、二十七年前の取締令にもかかわらず女浄瑠璃は多人数に及び、市中におよそ百軒程ある寄席の客の入りはもっぱら女浄瑠璃の出演いかにかかっているという。彼女たちの人気で盛り上がる寄席には昼夜三百人程ずつも客が集い、まるで操座のような賑わいと。さらに地方の藩から江戸の武家屋敷に単身赴任している勤番者の中には、鼻眞の女浄瑠璃たちの出勤・帰宅時間を見計らって出迎えをする、追っかけも出る始末で、風俗の上からも問題視されている。↓産業 52―386頁。

組合世話役名主を取り立てる

十二月十六日 このたび、江戸の町々を支配する名主

たち二四六名のなかから三十二名が選出され、組合世話役名主に任命された。江戸の名主たちは計二十三の組合（第一番から第二十一番までの組合、および番外とされる品川と新吉原の二グループからなる）に分かれている。それらの組合ごとの名主たちのなかで指導者の役割を担うことが期待されているのが世話役名主だ。組合ごとに一名ないし二名の世話役名主が任命されている。なお、一部の組合では世話役名主が置かれず、最寄りの組合の世話役名主がそれらの組合の名主たちを併せて指導することになった。任期は来年十二月までの一年間。世話役名主の任命をめぐっては、今年二月以降、幕府内部での意見対立があった。町年寄の進言を受けて世話役名主を設置することで町方行政を積極的に立て直していこうとする北町奉行榊原主計頭に対し、老中水野出羽守は世話役名主の新設によって名主たちの権威が高まることではかえって町方支配がしにくくなることを懸念していたのである。結局榊原は、予定されていた任期を短縮し世話掛名主という当

初の役職名を取り下げて単に「組合内の世話を命じる」という命令形式に変えるなどの妥協策を取った上で、老中の許可を必要としない町奉行権限による臨時の命令というかたちで今回の世話役名主の任命にこぎつけた。今後、いっそう深刻化する都市問題へ対応するためには行政組織の強化が不可欠であり、名主たちの行政能力の活用をめぐっては幕政のさらなる紆余曲折が予想される。↓産業52―539頁。

《天保三年〓一八三二年》

相次ぐ凶悪犯罪の不安ようやく一掃

六月十日 江戸市中を恐怖と不安に陥れていた凶悪犯罪が次々と召し捕らえられ、獄門・死罪に申し付けられている。五月二日、無宿三之助・岩次郎・清吉が武家方・町方での九カ所に及ぶ強盗の廉で逮捕され獄門に申し付けられたのを皮切りに、同月十一日には無宿亀吉・彘吉が町方五カ所への強盗等の罪状により同じく獄門となっていた。今日さらに、手荒の盗みを二十

カ所で働いていた金三郎、僧侶や町方の者に対して強盗・スリを働いた民蔵・富五郎に対し判決が下り、金三郎は獄門、残りの二名は死罪を申し渡された。

江戸の世上が物騒であるとの風評が高まる中、幕府は三月二日に先手鉄炮頭小野左太夫に昼夜廻りを命じ、怪しい者は武家屋敷内に立ち入っても捕縛するよう特命を下していた。さらに四月六日の町触では「押し込み強盗が多くなっているので町中で打ち殺しても構わない」という寛政三年（一七九二）の町触を再び発し、警戒レベルを高めていた。犯人逮捕・処刑の情報はその都度自身番屋に張り出され、江戸市中の人々もようやく胸をなで下ろしている。↓市街37—555頁。

盗賊鼠小僧次郎吉、獄門に処せられる

八月十九日 今日、盗賊・鼠小僧次郎吉が獄門に処せられた。次郎吉は二十七歳の頃から盗賊稼業に手を染め、もっぱら大名屋敷の奥向・長局・土蔵に忍び込んだという。忍び込んだ大名屋敷は百二十軒とも九十五軒ともいい、のべ八百三十九カ所に及ぶとのこと。

次郎吉は堺町中村勘三郎座芝居木戸番定七の子で、最初は日々五・六匁の作料をとる腕のいい建具師であった。その器用さを盗みの道具に使ったからたまらない。天明の頃の名高い「因幡（稲葉）小僧」という盗賊にならって「鼠小僧」といわれるようになった。

町奉行所の「盗ったお金の額は？」という質問に対し「ちよつと覚えていませんがね、三千三百六十両：そこまでしか、覚えていけません。盗んだ金は飲み食いに使っちゃいましたよ」と次郎吉。「紀州（紀州藩徳川家）・彦根（彦根藩井伊家）はとても締まりがよくって忍び込めませんでしたね」等と証言しているらしい。同人は三・四年前、妻へ離縁状を渡し、へつつい河岸（日本橋住吉町あたり）に住まわせていた妾にも同様に手切の書付を渡しておいた。だから大罪に道連れはなし、後世に大盗賊の名だけを残して、きれいさっぱり刑場の露と消えてしまった。享年三十六歳。

↓市街37—626頁。

小石川養生所改革断行

九月 近頃小石川養生所の運営規則が弛み、貧困の患者達に多大な負担がかかっていることなどから、町奉行所は養生所の改革に踏み切った。

養生所は、医師の他に、町奉行所から出向する養生所見廻与力・下役同心、小普請からの出役、養生所中間の看病人・台所働・女看病人、さらに病人から出される役掛病人等によって運営されている。その大事な役目を担う者達の不正・怠慢により、「御慈悲之場所」が危機にさらされている。養生所の収容人数は一一七人。町名主等の保証がないと入所できず、医師の診断の上、最長八カ月の間治療を受けることが出来る。しかし最近では完治を待たずに退所期限前に出て行く患者が尽きない。貧困のため入所しているにも関わらず、やたらと金がかかるからだ。看病人らは看病をせず養生所内で商売をし、患者に与える食事や薬を等閑にする。患者側はまともな食事がしたければ金を出して作り直してもらわなければならない上、湯・茶を呑むにも金を出さなければならない。買わなければ看病人等

の機嫌を損ね、誰も近づかない重病人の部屋に放り込まれることもあるそうだ。さらに米や炭、残飯までも掠め取って売り捌くなど、不正の横行は目に余る。

ところが、それを糺すべき町奉行所の間人も見廻りは手抜きの上、夜間は鍵をかける筈の女部屋を放置、男患者が女部屋に忍び込んで密通する事件まで起きている。小普請出役は与力に遠慮して何も言わず、医師の中にも診察・投薬に手を抜くなど、根底から立て直す必要に駆られたのである。

結果、これまで不正を行っていた者は全て入れ替えとなり、十六カ条からなる定書をもって基本とし、町奉行所年番与力も抜き打ちで見廻りをするなどの強化対策が取られたのである。↓救済3―235頁。

幕府、油流通仕法の改革を断行

十一月二十日 幕府は、灯油の安定供給と価格引き下げを図り、油流通仕法の抜本的改革策を示した。明和年間行われてきたこれまでの仕法は、大坂市中以外の絞油業の展開と油市場の存在を抑制し、大坂油市場へ

の一元化をめざすものであった。しかし西日本各地で実際には絞油業の展開が見られ、大坂への灯油原料や油の移入が減少、さらに特権を楯にした大坂油業界の価格操作が灯油の高騰をもたらすなど、その弊害を指摘する声が高まっていた。こうした声を背景に幕府は文政十年（一八二七）、支配勘定・橋原謙十郎を大坂に派遣、同人の精力的な調査、改革プラン立案をもとにして、関係業界、西国諸藩の意向に配慮しつつ、幕府諸機関の調整を図ってきた。今回の改革では、まず西国諸国での灯油生産・販売を認可し、生産意欲を高めることで増大したフロー部分の確保により安定供給を実現する一方、原料となる菜種・綿実問屋を新たに兵庫・堺にも設定し、競争原理の導入により大坂問屋の恣意的価格支配にくさびを入れた。また大坂内本町橋詰町に「油寄所」を取り立て、灯油流通機構をスリム化、他方江戸靈巖島にも「油寄所」を置いて移入油の集中管理による価格監視体制を実現した。改革を主導した橋原謙十郎にとっては多くの妥協を余儀なくさ

れた苦肉の策であろうが、その全国的視野に立つ政策立案能力の高さがともあれ改革プランをここまで結実させたことは間違いなさそうだ。↓産業52―750頁。

《天保四年〓一八三四年》

非公認の仲間結成、商売独占を禁止

正月二十一日 町奉行は、非公認の間屋仲間を禁じることを申し渡した。これは、近年、諸商売人が「仲間問自法」と唱えて条目帳などを作成したり、町奉行に家業のことを訴えた経験などを理由に株立てしようとしているためである。町奉行は、これを放置しておく、市中に同業の者が増えすぎ、諸物価にも影響が出るとみている。

町年寄らは、この状況について、経営状況の良好な一部商売人の一部のみが株立てを望んでいるのであって、多くの商売人たちは仲間づきあいが面倒なため乗り気ではないとみている。

また、町年寄らは各問屋から提出を受けている株帳

面を町奉行に届け出ている。これによると、各問屋が公認されるかわりに負担している冥加金や御用を知ることができると、竹木炭薪問屋・石問屋・土船乗土商仲間川浚御用、雑菓子問屋并仲買は江戸城の御春屋で雇う菓子杜氏の賃金、曆問屋は御番所・牢屋敷等の帳面綴じを負担していた。

町奉行は、これまで通り非公認の問屋仲間を禁止し、市中の物価の安定と供給のバランスを図る構えである。↓産業52―872頁。

国役御用不参の畳屋の取り締まり強化

十月三日 作事奉行は、国役御用の不参が目立つ畳屋の取締りを強化することを町奉行に申し出て認められた。畳屋たちの国役不参は、以前から問題になっており、天保二年（一八三二）十一月八日に取り締まりの町触が出たばかりである。しかし、その後も状況が変わらなかつたため、作事奉行は再度、町奉行に取り締まり強化の意向を伝えた。

畳屋の国役は一か年に一人二十人と決まっております、

もし勤められなかった場合は翌年の勤めにその分を上乘せすることになっていたという。天保二年十一月の調査によれば勤高は一〇、四三七人で、このうち一万八分を、約五百人程いる御府内の畳屋が勤め、残り四三七人分を畳町国役畳刺が勤めることになっていた。町年寄樽吉五郎が町奉行所に提出した調査によれば、国役を滞りなく勤めた者は、一番組では十七人中八人、二番組では二十四人中十五人といった状況である。場末の土工にいたっては、御畳土工からの国役触が届いていない者もいるらしい。今後は、御府内・場末に問わず御畳土工から国役を触れ当て、不参の者については名前と住所を申し立てることになった。

こうした状況の背景には民間需要の増加があり、賃金の低い国役は畳屋たちから忌避されていたのである。↓産業52―928頁。

飢饉救済・米価対策

十月二十四日 町奉行は「其日稼ぎの者」への救済米再支給を決定した。文政十二年（一八二九）以来、米

価高値が続いており、本年七月には上方および近国への送り米差し止めなどの措置を取っていたが、八月朔日の大風雨が決定打となった。大風雨後の八月十三日には困米の嚴重取り締まり、十八日には御蔵米の低価格払い下げ実施、翌九月六日には酒など米に関する品の商売自粛、同月九日には禁止されていた白米での積み送りや素人売りの許可など、数々の米価対策が実施されたが米価高騰を止めることは出来なかった。

こうした中、裏店層などの逼迫した状況に対し、町奉行所は九月十一日より三十九日間に渡って救済米を支給、三十一万八千人余の窮民へ救済米が渡されたが、その後も米価は下がらなかったため、再支給に踏み切った。

渡し方は前回と同じく、向柳原町会所、新大橋向建添地、筋違御門内建添地の三ヶ所において、晴雨に拘わらず二十九日より一日あたり一人ずつ支給を開始する。分量についても前回と同じ、三才までの子供を除いた男一人に付白米五合、六十才以上十五才以下の

男と女一人に付白米三合の割合をもって、十日分が支給される。

各町々の施行など個人による救済も進んでおり、一
同助け合いの心得が求められている。↓救済3―318頁、
産業52―909、921、923、925頁。

(付記)

各記事の末尾に付したのは『東京市史稿』各篇に掲載されている関連史料の掲載箇所です。たとえば産業52―909頁は産業篇第五十二の九〇九頁を指しています。これにより、史料本文にあたってご味読下さい。